

「団体助成」及び「特別事業助成」の助成申請手続きについて

1. 申請条件

- (1) **団体助成**は、毎年度にわたり恒常的に、しかも全県的な規模で教育の振興に寄与することを目的にしている団体（教育団体で、理事長が適当と認めた団体）で、次の条件を満たす団体とする。
 - ①構成員が全県又は新潟市（政令指定都市）全体にかかわる団体
 - ②事業目的及び事業内容が新潟県民の教育振興に資すると認められる団体
- (2) **特別事業助成**は、県内教育団体が主催し、参加者の範囲が全県又は新潟市（政令指定都市）にわたる事業、若しくは北信越レベルを超える団体が主催し、その下部団体である県内教育団体が主管して開催する事業とする。
- (3) 本助成は、毎年申請することができる。

2. 申請方法

- (1) 「団体助成申請書」及び「特別事業助成申請書」によって申請する。
- (2) 申請書の提出にあたって、次の関係書類を添付する。
 - ①団体の活動の目標や目的、活動内容等が分かる資料
 - ②団体の規約、役員名簿、事業計画が分かる資料
 - ③予算や活動経費が分かる資料
 - ④振込先通帳表紙裏面のコピー（口座名義がカナで記載されている箇所）
- (3) 申請書には、助成金を必要とする事業を明記する。

3. 申請書の提出期限

* 事業年度の前年10月31日までに申請する。（当日の消印有効）

4. 助成額等の決定

- (1) 規程に基づいて助成小委員会を開催し、助成の適否及び助成額を決定する。
- (2) 助成小委員会の決定を理事会に諮り、承認を受けて助成決定通知を各団体に通知する。
- (3) 助成金は、申請の翌年度の5月末日までに指定口座に送金する。

5. 完了報告書の提出

- (1) 「団体助成完了報告書」又は、「特別事業助成完了報告書」により報告する。
- (2) 完了報告書は、毎年度末日までに提出する。（提出できない場合は事前に連絡）
- (3) 完了報告書の提出にあたって、次の関係書類を添付する。
 - ①事業報告並びに決算書（支出実施事業に「財団助成」を明記）
 - ③団体が発行している年報等